

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和7年3月11日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>生活に困窮する外国人に対しては、厚生省通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)に基づき、生活保護法による保護の決定実施の取り扱いに準じて必要な保護を行うこととされており、本市においては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護法の準用に関する事務取扱要綱」により事務を実施している。</p> <p>この要綱に基づき実施される保護の措置(以下、単に「保護」という。)は、保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)の申請によって行われることを原則とし、保護の決定にあたっては要保護者の資産、収入、能力その他あらゆるものを生活維持のために活用することが要件とされ、扶養義務者の援助や他の法律による給付は保護に優先して行われる。要保護者から申請を受けた実施機関等は、要保護者の自宅を訪問して生活状況を確認するほか、金融機関や官公署等へ必要な調査を行ったうえで、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する。</p> <p>また被保護者が安定した職業に就いたことで保護を必要としなくなった場合は、実施機関等はその者に対して就労自立給付金を支給する。</p> <p>被保護者であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、進学準備給付金を支給する。</p> <p>○特定個人情報を利用している事務…保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収に関する事務</p> <p>当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報や関係機関からの調査回答などを管理し、使用している。</p>
③システムの名称	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末

## 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護情報ファイル、統合番号連携ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

## 6. 他の評価実施機関

なし

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>請求先</p>	<p>横浜市役所  市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882  鶴見区役所  区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680  神奈川区役所  区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021  西区役所  区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321  中区役所  区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121  南区役所  区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112  港南区役所  区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321  保土ヶ谷区役所  区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221  旭区役所  区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023  磯子区役所  区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335  金沢区役所  区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721  港北区役所  区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221  緑区役所  区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220  青葉区役所  区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221  都筑区役所  区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222  戸塚区役所  区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321  栄区役所  区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335  泉区役所  区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335  瀬谷区役所  区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  Tel.045-671-2404</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識・分析し、このようなリスクを軽減するために適切な措置を講じているため	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない <input type="checkbox"/> 十分でない
判断の根拠	<p>特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じているため</p>

